

## 交渉の結果(続き)

### 3. 対象物質の追加手続きは以下の通りとする。

- 最初のスクリーニングレベルでは科学的な審査を基本とし、precautionに関する表現は入れない。
- 検討委員会が却下した物質について、提案国が検討委員会に再提案できるようにし、また、再審査でも却下された物質は、締約国会議へ異議の申立てができるようにする(第2段階、第3段階)。
- risk profileに基づく審査において、“Lack of full scientific certainty shall not prevent the proposal from proceeding” の表現を入れる。
- 最後の締約国会議における決定段階においては、any scientific uncertainty を含めin a precautionary manner で決定することを明記する。